

伊江村墓地、埋葬等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊江村墓地、埋葬等に関する条例（平成22年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による申請書は、墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場の位置及び隣接地を示した公図の写し
- (2) 墓地の周囲200メートル（納骨堂又は火葬場にあつては、周囲500メートル）以内における県道その他の主要道路、学校、診療所又は人家と敷地との距離を示した図面又は見取図
- (3) 墓地にあつては造園計画図、納骨堂及び火葬場にあつては、構造説明書並びに配置平面図及び側面図
- (4) 墓地等の敷地の登記事項証明書
- (5) 敷地が農地である場合にあつては、当該農業委員会の意見書の写し
- (6) 建築確認が必要な建物にあつては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による確認通知書の写し
- (7) その他村長が必要と認める書類

(変更許可の申請)

第3条 条例第3条の規定による申請書は、墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書（第2号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による申請書には、前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付しなければならない。

(廃止許可の申請)

第4条 条例第4条の規定による申請書は、墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書（第3号様式）により行うものとする。

(許可証の交付)

第5条 村長は、第2条の規定による申請について許可の決定をしたときは、墓地・納骨堂・火葬場経営許可証（第4号様式）を、第3条又は第4条の規定による申請について許可をしたときは、墓地・納骨堂・火葬場経営（変更・廃止）許可証（第5号様式）をそれぞれ申請者に交付しなければならない。

2 村長は、墓地等の経営を許可するときは、必要な条件を付することができる。

(工事完成届出)

第6条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完成したときは、工事完成届出書（第6号様式）を村長に提出してその検査を受けなければならない。

2 前項の規定による届出書には、完成した墓地等の写真を添付しなければならない。
(墓地等の設置場所の要件)

第7条 条例第8条の規定による墓地等の設置場所の要件は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、村長が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生上及び公共の福祉の観点から支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は条例第5条の許可を受けた後、遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。

イ 県道その他主要道路から30メートル以上離れていること。

ウ 公園、学校、診療所その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。

エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。

オ 急傾斜地及び崩壊危険区域でないこと。

カ 周囲の美観を損ねることがないこと。

(2) 納骨堂については、前号(エを除く。)の規定を準用すること。ただし、火葬場敷地内に建設する場合は、この限りでないこと。

(3) 火葬場については、第1号の規定を準用すること。この場合において、同号イ中「30メートル」とあるのは「200メートル」と、同号ウ中「100メートル」とはるのは「200メートル」と読み替えるものとする。

(墓地等の施設基準)

第8条 条例第8条の規定による墓地等の施設基準は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、村長は、土地の状況、特殊の構造等から付近に公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。

イ 道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。

ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。

エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。

オ 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。

カ 管理事務所(面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。

(2) 納骨堂

ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。

イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。

ウ 出入口及び堂内納骨堂棚は、鍵のかけられる設備をすること。

(3) 火葬場

ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。

イ 火葬炉は、十分な能力を有する臭煙等の公害防止装置を設備すること。

ウ 死体置場、付添人控室その他必要な附属施設を設けること。

エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不浸透性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。

(帳簿等の備付)

第9条 墓地等の管理者は、墓籍、納骨簿及び火葬場火葬簿等を備えるものとし、それぞれ第7号様式、第8号様式及び第9号様式に記入し管理しなければならない。

(個人が設置する墓地の経営)

第10条 条例第9条の規定による場合において、個人が自己又は親族のために限り設置する墓地の経営については、第6条から第8条までの規定は適用しない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、法の施行のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書

年 月 日

伊江村長 殿

申 請 者	住 所	（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
	氏 名	（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
	電 話	
墓 地 等 の 名 称		
墓 地 等 の 所 在 地		
墓地等の土地の地目及び面積（㎡）		㎡
土 地 の 所 有 者	住 所	
	氏 名	
申 請 の 理 由		
周囲の状況及び区画の方法		
墓 地 等 の 構 造		
管 理 の 方 法		
管 理 者 （ 予 定 ）	住 所	
	氏 名	
工 事 の 着 工		年 月 日
完 成 予 定		年 月 日

1 構造欄は、次により記載すること。

- (1) 墓地の場合は、造園計画の概要及び墓地の種類及び計画墳墓数
- (2) 納骨堂の場合は、建物及び附属設備の構造の概要及び建坪並びに納骨予定数
- (3) 火葬場の場合は、建物及び附属設備の構造の概要及び建坪、火炉の構造、煙突の構造、防臭、防塵設備及び燃料の種類

2 管理の方法欄は、次により記載すること。

- (1) 資料料金、維持管理の組織及び方法並びに利用者の範囲
- (2) 納骨堂の場合は、(1)及び収蔵期間
- (3) 火葬場の場合は、(1)及び残灰処分の方法

3 敷地所有者の氏名、住所欄は、申請者と土地所有者が同一人でない場合のみ記載する。

墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書

年 月 日

伊江村長 殿

申 請 者	住 所	（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
	氏 名	（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
	電 話	
墓 地 等 の 名 称		
墓 地 等 の 所 在 地		
墓地等の土地の地目及び面積（㎡）		㎡
土 地 の 所 有 者	住 所	
	氏 名	
変 更 の 理 由		
変 更 の 内 容	旧	
	新	
管 理 者 （ 予 定 ）	住 所	
	氏 名	
工 事 の 着 工		年 月 日
完 成 予 定		年 月 日

注 土地所有者の氏名、住所欄は、申請者と土地所有者が同一人出ない場合のみ記載すること。

墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書

年 月 日

伊江村長 殿

申請者	住所	(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
	電話	
墓地等の名称		
墓地等の所在地		
墓地等の土地の地目及び面積 (㎡)		㎡
土地の所有者	住所	
	氏名	
廃止の理由		
設備施設の状況		
廃止後の処置		
廃止予定		年 月 日

注 土地所有者の氏名、住所欄は、申請者と土地所有者が同一人出ない場合のみ記載すること。

墓 地 等 経 営 許 可 証

【経営者】

住 所

氏 名

1 名 称

2 所 在 地

3 面 積

イ 敷 地 m²

ロ 建 物

4 墓地の墳墓数、納骨堂の区画数及び火葬炉の基数

年 月 日付けで申請のあった については、墓地、
埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 10 条第 1 項の
規定により許可したことを証します。

許可条件

年 月 日

伊 江 村 長

印

墓地等経営（変更・廃止）許可証

【経営者】

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第2項の規定により許可したことを証します。

許可条件

年 月 日

伊江村長

印

第6号様式(第6条関係)

工事完成届

年 月 日

伊江村長 殿

届出人	住 所	(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
	氏 名	(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
	電 話	
名 称		
所 在 地		
許 可	年 月 日	第 号
着 工	年 月 日	
完 成	年 月 日	
施 行 業 者 名		
工 事 費		

第7号様式（第9条関係）

〇 〇 墓 地 墓 簿

管理者氏名

㊞

受付 番号	墓 地 使 用 者			死 亡 者				埋葬又 は埋蔵 年月日	死因	備考
	住所	氏名	死亡者 との 続柄	氏名	年齢	性別	死亡 年月日			

第8号様式（第9条関係）

〇 〇 納 骨 堂 納 骨 簿

管理者氏名

㊞

受付 番号	納 骨 堂 使 用 者			死 亡 者				収 蔵 年月日	備考
	住所	氏名	死亡者 との 続柄	氏名	年齢	性別	死亡 年月日		

第9号様式（第9条関係）

〇 〇 火 葬 場 火 葬 簿

管理者氏名

㊞

受付 番号	火 葬 申 請 者			死 亡 者				火葬 年月日	死因	備考
	住所	氏名	死亡者 との 続柄	氏名	年齢	性別	死亡 年月日			

備 考

死胎火葬の場合は、次の要領により記入する。

死亡者氏名欄には、父母の氏名

年齢欄には、妊娠月数

死亡年月日欄には、分べん年月日